

## 地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	4 - 311
処分の種類	砂利採取計画の変更命令			
根拠法令条例等・条項	砂利採取法第22条			
処分の概要	災害防止のための採取計画の変更命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)            [参考]砂利採取法第22条            認可採取計画に基づいて行なわれている砂利の採取が第十九条(認可の基準)に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認めるときは、その認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			